

# 品川区避難行動要支援者支援計画

令和6年4月

品川区



## 目次

第1章 総則	1
1. 目的	1
2. 位置付け	2
3. 用語の定義	3
第2章 避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲	4
1. 要配慮者および避難行動要支援者の範囲	4
2. 避難支援等関係者の範囲	5
3. 避難支援等関係者以外の協力者（その他協力機関）の確保	5
第3章 避難行動要支援者名簿	6
1. 避難行動要支援者名簿の作成	6
2. 避難行動要支援者名簿の種類	6
3. 避難行動要支援者を把握する方法	7
4. 避難行動要支援者名簿の記載事項	8
5. 避難行動要支援者名簿の情報入手および登録方法	8
6. 避難行動要支援者名簿の情報更新	9
7. 避難行動要支援者名簿の配付と活用	9
8. 情報漏えい防止のための措置	9
9. 避難支援等関係者への個人情報提供に不同意の方に対する支援	10
10. 避難支援等関係者の安全確保	10
第4章 個別避難計画	11
1. 個別避難計画の作成	11
2. 個別避難計画の記載事項	12
第5章 支援体制の全体像と役割	13
1. 支援体制の全体像（品川区要配慮者支援体制）	13
2. 要配慮者支援における区の責務と要配慮者および各関係者の努め	13
3. 平常時におけるそれぞれの役割	13
4. 発災時におけるそれぞれの役割	15
第6章 円滑な避難誘導・避難所運営のための整備	16
1. 地域における最適な避難経路の把握	16
2. 移送手段の確保	16
3. 避難行動要支援者の引継ぎ方法	16
4. 避難施設の種類	16
5. 各避難所の準備と運営	17
資料編	19
品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）の取扱いに関する教示書	20



# 第1章 総則

## 1. 目的

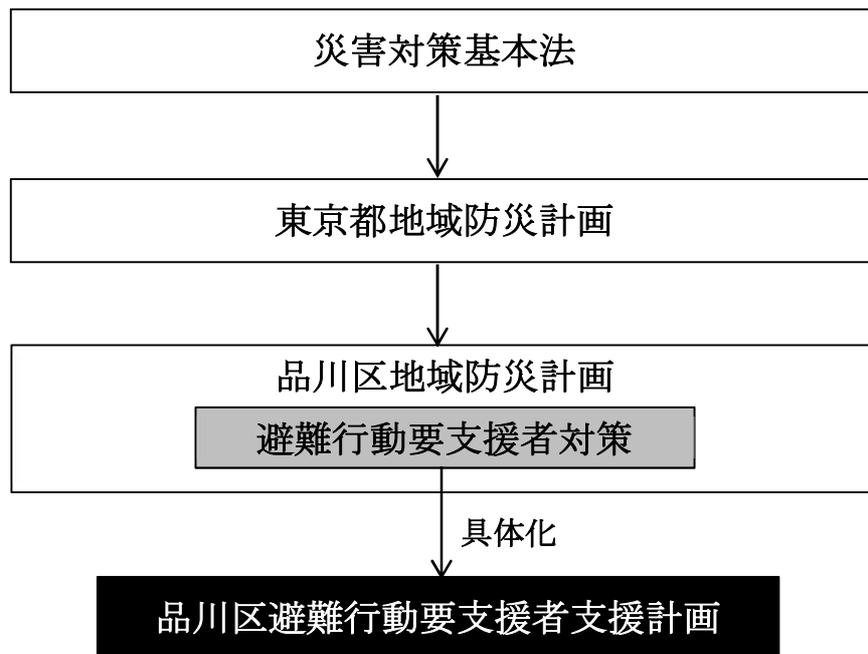
平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、高齢者や障害者など自ら避難することが困難な方が多数犠牲となった。こうした教訓を踏まえ、国は平成25年6月に災害対策基本法の一部を改正し、各自治体の地域防災計画に定めるところにより避難行動要支援者の把握および名簿の作成を行うよう義務付けている。同年8月には、これまで指針としていた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針（内閣府）」に改定し、各自治体において具体的かつ実効性のある支援体制が構築されるよう求めている。また、令和3年5月には災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画作成が努力義務化されるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」も改定された。

「品川区避難行動要支援者支援計画」は、国の指針を踏まえつつ区の要配慮者のうち、特に避難行動要支援者の支援における基本的な考え方や方針を整理したものであり、これを推進し区の避難行動要支援者支援体制を強化することを目的としている。

## 2. 位置付け

品川区避難行動要支援者支援計画は、品川区地域防災計画の下位計画に位置付けられた計画であり、災害対策基本法との整合を図ったうえで、要配慮者のうち、特に支援を要する避難行動要支援者に関する内容をより具体化したものである。

### 【計画の体系図】



### 3.用語の定義

本計画に用いられる主な用語は以下のとおりである。

[品川区地域防災計画における用語の定義]

#### **要配慮者**

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

#### **避難行動要支援者**

要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

#### **避難支援等関係者**

避難行動要支援者の避難支援等に関係する者。

[その他、本計画に係る用語の定義]

#### **名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）**

避難行動要支援者に該当する者すべてが登録された名簿。災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は個人情報の外部提供についての同意の有無にかかわらず避難支援等関係者その他の者に外部提供することができる。

#### **名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）**

避難行動要支援者に該当する者のうち個人情報の外部提供への同意者のみが登録された名簿。平常時より避難支援等関係者に配付し、「品川区避難支援個別計画書」の作成や訓練実施など地域における支援体制構築のために活用する。

#### **品川区避難支援個別計画書**

名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画。

## 第2章 避難行動要支援者と避難支援等関係者の範囲

### 1. 要配慮者および避難行動要支援者の範囲

要配慮者を以下の該当範囲の①～⑫のとおりに定める。また、要配慮者の中で①～⑥に該当する者（災害発生時の避難等に特に支援を要する者）を特に避難行動要支援者と定める。

[要配慮者（避難行動要支援者を含む。）該当範囲]

#### 要配慮者

#### 避難行動要支援者

- ① 要介護度1～5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳所持者のうち1級～3級に該当する者
- ③ 愛の手帳所持者のうち1度～2度に該当する者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳所持者のうち1級～2級に該当する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑤ 在宅の難病患者や重症心身障害児で人工呼吸器や痰吸引等の利用患者および在宅難病患者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑥ ①～⑤に該当しない者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者
- ⑦ ひとり暮らし等高齢者名簿に登録されている者
- ⑧ 要支援1～2に該当する者およびそれに準ずる者（総合事業対象者）
- ⑨ 身体障害者手帳所持者のうち4級～6級に該当する者
- ⑩ 愛の手帳所持者のうち3度～4度に該当する者
- ⑪ 精神障害者保健福祉手帳所持者および自立支援医療受給者証（精神通院）所持者
- ⑫ 上記以外の妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人、怪我等による歩行困難者など

※施設入居・入所者等は該当範囲に含まない。

## 2. 避難支援等関係者の範囲

避難支援等関係者を以下の該当範囲のとおりに定める。

[避難支援等関係者該当範囲]

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①防災区民組織</li><li>②警察署</li><li>③消防署</li><li>④区</li><li>⑤上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に携わる関係者</li></ul> |
|---|

## 3. 避難支援等関係者以外の協力者（その他協力機関）の確保

避難行動要支援者の支援については可能な限り様々な方面に協力者を確保しておくことが必要となる。区は避難支援等関係者以外の協力者（その他協力機関）を確保できるよう努める。

特に、介護支援専門員（ケアマネジャー）や相談支援専門員等の福祉専門職は、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できる。したがって、個別避難計画の作成・更新を中心に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要である。

## 第3章 避難行動要支援者名簿

### 1. 避難行動要支援者名簿の作成

災害対策基本法第四十九条の十を根拠とし、避難行動要支援者の避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿は被災情報管理システムによる電子データ管理および紙媒体による管理とする。

[災害対策基本法第四十九条の十より]

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

### 2. 避難行動要支援者名簿の種類

#### (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

避難行動要支援者に該当する者すべてが登録された名簿。災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合は個人情報の外部提供についての同意の有無にかかわらず避難支援等関係者その他の者に外部提供することができる。

#### (2) 名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）

避難行動要支援者に該当する以下の①～④のうち個人情報の外部提供への同意者のみが登録された名簿。平常時より避難支援等関係者に配付し、「品川区避難支援個別計画書」の作成や訓練実施など地域における支援体制構築のために活用する。

- ① 要介護度1～5の認定を受けている者
- ② 身体障害者手帳所持者のうち1級～3級に該当する者
- ③ 愛の手帳所持者のうち1度～2度に該当する者
- ④ ①～③に該当しない者のうち本名簿への登録を特に希望する者で避難誘導に支援が必要と区が判断する者

※施設入居・入所者等は該当範囲に含まない。

### 3. 避難行動要支援者を把握する方法

区が定めた避難行動要支援者に該当する者を以下により把握する。

#### (1) 災害対策基本法に基づく目的外利用協議による把握

関係各課が把握している避難行動要支援者に対し、災害対策基本法第四十九条の十の規定により目的外利用協議を実施し把握する。また、関係各課は避難行動要支援者の把握に協力する。

#### (2) 同意書の取得による把握

避難誘導に支援が必要と自ら希望した者を個人情報外部提供同意書の取得により把握する。

[災害対策基本法第四十九条の十より]

- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

## 4. 避難行動要支援者名簿の記載事項

名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）および名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）の記載事項を以下のとおり定める。

- ① 氏名
- ② 生年月日・年齢
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ ①～⑥以外に避難支援等に必要と区が判断する情報

[災害対策基本法第四十九条の十より]

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

## 5. 避難行動要支援者名簿の情報入手および登録方法

各名簿の情報入手および登録方法を以下のとおり定める。

### (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

関係各課が把握している避難行動要支援者に対し、災害対策基本法第四十九条の十の規定により、目的外利用協議を実施し、情報入手および登録を行う。

### (2) 名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）

区から避難行動要支援者に対し、登録申請書（個人情報外部提供同意書）を送付し、避難行動要支援者本人もしくは代理人より返送された同意書により、情報入手および登録を行う。

避難誘導に支援が必要と自ら希望した者に対しては、希望者による登録申請書（個人情報外部提供同意書）の提出をもって情報を入手する。そのうち、避難誘導に支援が必要と区が判断する者を登録する。

## 6. 避難行動要支援者名簿の情報更新

各名簿の情報更新は以下のとおり行う。

### (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

- ① 住民基本台帳情報の更新（月1回）
- ② 関係各課が所持する情報の更新（月1回）

### (2) 名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）

情報変更確認調査による情報更新（年1回）

## 7. 避難行動要支援者名簿の配付と活用

### (1) 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）

災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、避難支援等関係者その他の者に情報提供を行い、安否確認および避難誘導、救出救護に活用する。

### (2) 名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）

避難支援等関係者に対し、年に1回、「受領書兼誓約書」の提出と引き換えに配付を行う。また、前年度に配付した名簿については回収する。なお、原本を複製した名簿等については破棄の徹底を求める。

本名簿は、平常時より地域における支援体制の構築や訓練の実施のために活用する。

## 8. 情報漏えい防止のための措置

避難行動要支援者の個人情報を守るため、避難支援等関係者に対して以下の個人情報の保護対策を講じる。

### (1) 受領書兼誓約書の提出

避難支援等関係者が「名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）」を受領した際、「受領書兼誓約書」を区へ提出する。その際、前年度に配付した名簿については回収する。なお、原本を複製した名簿等についてはその管理と破棄の徹底を求める。

### (2) 品川区避難行動要支援者名簿の取扱いに関する教示書（資料1）の提供

避難支援等関係者に「名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）」を配付する際、区より「品川区避難行動要支援者名簿の取扱いに関する教示書」を提供する。

## 9. 避難支援等関係者への個人情報提供に不同意の方に対する支援

避難行動要支援者の中には、あらかじめ避難支援等関係者に個人情報を提供することに同意を得られない方も存在する。区は発災時の安否確認等支援体制について同意、不同意にかかわらずすべての避難行動要支援者を把握するとともに、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に「名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）」を避難支援等関係者に対し配付（情報提供）し、安否確認および避難誘導、救出救護に活用する。

また、避難支援等関係者に対し、「名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）」の避難行動要支援者以外にも不同意の避難行動要支援者が地域に存在していること、名簿登録の有無にかかわらず、日頃より地域における避難行動要支援者を把握し、支援体制を構築することを呼び掛ける。

## 10. 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は相互に連携し、平常時の支援体制作りや発災時の避難行動要支援者の安否確認・救出救助・避難誘導の実施を行うが、その支援に際しては自身の身の安全に十分配慮する必要がある。また、避難支援等関係者は自身もしくは自身の家族等の生命および身体の安全を守ることを前提として可能な範囲での支援を行うものであり、支援の義務が課されるものではない。

## 第4章 個別避難計画

### 1. 個別避難計画の作成

災害対策基本法第四十九条の十四を根拠とし、避難行動要支援者について、区は、本人の同意を得た上で避難支援等を実施するための個別避難計画（品川区避難支援個別計画書）を作成する。

なお、品川区避難支援個別計画書の作成完了時には、記載内容を避難行動要支援者本人またはその家族等が確認する。

[災害対策基本法第四十九条の十四より]

（個別避難計画の作成）

第四十九条の十四 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第二項又は第三項の規定による同条第一項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。

## 2. 個別避難計画の記載事項

品川区避難支援個別計画書には、少なくとも以下について記載するものとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日・年齢
- ③ 性別
- ④ 住所または居所
- ⑤ 電話番号その他の連絡先
- ⑥ 避難支援等を必要とする事由
- ⑦ 避難場所および避難支援に関すること
- ⑧ ①～⑦の他必要な事項※

※支援者を記載する場合は、防災区民組織等の団体名でも可。

[災害対策基本法第四十九条の十四より]

- 3 個別避難計画には、第四十九条の十第二項第一号から第六号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
  - 一 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第二項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
  - 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - 三 前二号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

[災害対策基本法第四十九条の十より]

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
  - 一 氏名
  - 二 生年月日
  - 三 性別
  - 四 住所又は居所
  - 五 電話番号その他の連絡先
  - 六 避難支援等を必要とする事由
  - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

## 第5章 支援体制の全体像と役割

### 1. 支援体制の全体像（品川区要配慮者支援体制）

発災時における要配慮者（避難行動要支援者を含む。）の被害を最小限にとどめるためには、要配慮者の支援に関わるすべての人が協力し、対応することが重要である。

そのために、自助・共助・公助の理念に基づきそれぞれが役割を担って行動し、要配慮者を支援する体制を構築する。

### 2. 要配慮者支援における区の責務と要配慮者および各関係者の努め

区は、平常時において要配慮者を含め各関係者と関係を構築し、発災時において迅速かつ円滑な支援を実施することを責務とする。また、要配慮者および各関係者は、それぞれの役割を理解し支援体制構築および発災時の支援実施に可能な限り協力することを努める。

### 3. 平常時におけるそれぞれの役割

発災時の被害を最小限にとどめるためには、平常時から対策を講じておくことが重要である。そのため、避難行動要支援者支援におけるそれぞれの役割を以下のとおり示す。

#### （1）区の役割

##### ① 避難行動要支援者の把握

- ・名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の作成・更新
- ・名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）の作成・更新

##### ② 品川区避難支援個別計画書の作成・更新

##### ③ 各関係者および避難行動要支援者に対する支援、協力依頼等の実施

各関係者および 避難行動要支援者	支援・協力依頼等の内容
防災区民組織	・名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）の配付 ・支援体制構築補助（名簿Bを活用した訓練実施支援、品川区避難支援個別計画書作成・更新など） ・防災リーダー育成のための研修実施（しながわ防災学校）
警察署および消防署	・名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）の配付 ・見守り活動への協力依頼
区民避難所	・要配慮者に考慮した避難所マニュアルの検討のための助言と訓練実施支援
福祉避難所	・福祉避難所のさらなる確保

各関係者および 避難行動要支援者	支援・協力依頼等の内容
その他協力機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援体制づくりへの協力依頼および必要な情報の提供</li> <li>・ 居宅サービス計画書（ケアプラン）またはサービス等利用計画による支援体制の確認と周知（意識化）への協力依頼</li> <li>・ 品川区避難支援個別計画書の作成・更新の協力依頼</li> </ul>
避難行動要支援者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難行動要支援者が備えておくべきことに関する情報提供と啓発</li> <li>・ 避難行動要支援者に対する品川区避難支援個別計画書作成への参画依頼</li> </ul>

## （２）防災区民組織の役割

- ① 名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）の受領と活用
- ② 支援体制構築（訓練実施など）
- ③ 研修等への参加を通じた防災リーダーの育成
- ④ 避難所連絡会議への参加

## （３）警察署および消防署の役割

- ① 名簿B：品川区避難行動要支援者名簿（平常時外部提供用）の受領と活用
- ② 見守り活動への協力

## （４）区民避難所の役割

- ① 避難行動要支援者を考慮した区民避難所マニュアルの検討と訓練実施

## （５）福祉避難所の役割

- ① 避難行動要支援者を考慮した福祉避難所マニュアルの検討と訓練実施

## （６）避難行動要支援者の役割

- ① 自身が備えておくべきことの理解と備えの実施
- ② 品川区避難支援個別計画書作成への参画

## 4. 発災時におけるそれぞれの役割

発災時において区は災害対策本部を立ち上げ以下の役割を担う。また、各関係者および避難行動要支援者はそれぞれが協力連携し、安否確認、避難誘導、生活支援、救出救助等の支援活動を実施する。

### (1) 区の役割

- ① 名簿A：品川区避難行動要支援者名簿（発災時外部提供用）の情報提供
- ② 避難行動要支援者の安否確認
- ③ 避難所等への職員派遣および避難した避難行動要支援者の情報収集
- ④ その他協力機関への安否確認協力依頼

### (2) 防災区民組織の役割

- ① 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導
- ② 区民避難所の開設と運営

### (3) 警察署および消防署の役割

- ① 避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、救出救助

### (4) 区民避難所の役割

- ① 避難した要配慮者の支援

### (5) 福祉避難所の役割

- ① あらかじめ指定した避難行動要支援者の支援

### (6) 避難行動要支援者の役割

- ① 安否情報等の発信

## 第6章 円滑な避難誘導・避難所運営のための整備

### 1. 地域における最適な避難経路の把握

各防災区民組織で行われる「避難誘導ワークショップ」の実施を支援することにより、避難の流れを検証し、地域の実情に応じて最適な避難経路を確保できるよう努める。また、「自宅から一時避難場所」「一時避難場所から避難所」「自宅から避難所」など複数の避難経路を把握する。

### 2. 移送手段の確保

発災時は渋滞や建物の倒壊による道路遮断等で車両の通行が困難であることも考えられるため、防災区民組織に対し車椅子やリヤカー等移送資器材の配備を行うことが効果的である。避難誘導ワークショップの実施とともに移送資器材の配備を行うことで安全な避難路の確保や移送手段の確保が可能となるよう支援する。

### 3. 避難行動要支援者の引継ぎ方法

発災時、避難支援等関係者は避難誘導を行った避難行動要支援者について、引き続き配慮が行われるよう把握している限りの情報をその場の責任者に対し提供できるよう支援する。

〈引き継ぐべき情報の例〉

- ・避難行動要支援者であること
- ・避難行動要支援者名簿に掲載されている情報
- ・品川区避難支援個別計画書に掲載されている情報
- ・避難行動要支援者から聞き取った情報
  - ① 家族、親族等の連絡先に関する情報
  - ② 医療関連情報（持病、かかりつけ医、普段使っている薬）
  - ③ 特に配慮をしてほしいこと

など

### 4. 避難施設の種類

発災時の火災や倒壊などにより、一時的に避難する場所や在宅避難が困難となった者が避難生活する避難施設は以下のとおりである。

#### (1) 一時（いつとき）集合場所

避難を行う場合に、防災区民組織（町会・自治会）単位で一時的に集合して様子を見

る場所または集団で避難するための身近な集合場所。町会会館や公園等。

## (2) 広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、東京都が指定しているオープンスペース。大井競馬場・しながわ区民公園、林試の森公園等。

## (3) 区民避難所

災害対策基本法に基づき定め、自宅の損壊などにより避難生活を送る必要が生じた際に避難者を受け入れる施設。

## (4) 補完避難所

区民避難所の収容力に不足が生じた場合に、これを補完する他の施設等。

## (5) 福祉避難所

区民避難所で他の避難者と生活を送ることが困難で、あらかじめ指定した避難行動要支援者を受け入れる施設。

※上記の他、最寄りの安全な場所での一時避難としては、防災広場・公園など安全な場所・施設等や、最寄りの高い建物・高台（津波発生時）がある。

# 5. 各避難所の準備と運営

避難施設のうち、避難生活の場となる避難所における準備と運営の流れは以下のとおりである。

## (1) 区民避難所および補完避難所

### ① 区民避難所の平常時における準備（避難所連絡会議）

発災時に円滑な避難所開設および運営を行うため、平常時より「避難所連絡会議（防災区民組織および区民避難所となる施設管理者、区等から構成される）」において、要配慮者の視点に立った運営体制やルール作りに取り組む。区は、要配慮者が生活するにあたり留意すべき点等を整理・周知する。

<検討しておくべき項目の例>

- ・要配慮者専用居住スペースの設置（可能であれば、1階のトイレに近いスペースへ）
- ・音声、文字など様々な情報伝達手段による情報提供
- ・施設のバリアフリー化等の推進
- ・相談窓口の設置
- ・避難行動要支援者への対応ルールの作成（家族がいる場合は、本人が安心して生活できるよう配慮が必要な事項を聞き取る、本人の支援に家族の協力を求める） など

### ② 区民避難所の発災時における運営（避難所運営会議）

発災時は避難所連絡会議が避難所運営会議に移行するため、避難所連絡会議の構成員が避難所を運営する。各区民避難所は、滞在する要配慮者への対応とともに、災害

対策本部と連携し必要な情報のやりとりや物資供給、医療機関への搬送等の支援を実施する。

### ③ 補完避難所

発災時、避難所定員の超過などの状況に応じて防災区民組織と区が連携し、開設および運営を行う。開設された補完避難所の運営基準は開設を行った区民避難所の基準に準ずる。

## (2) 福祉避難所

### ① 平常時における準備

災害協定を締結した区内社会福祉法人等と区が協力し、発災に備えた準備を行う。

<検討しておくべき項目の例>

- ・ 避難行動要支援者を受け入れた場合の入居・入所者への対応
- ・ 災害備蓄品の管理・保管内容の確認と必要物資の確保
- ・ 避難行動要支援者の受け入れに配慮した運営体制やルール作りに向けた検討・準備
- ・ 対象者の振り分けルール作り
- ・ 実動訓練を通じた課題の抽出と解決方法の検討  
(障害固有の必需品の調達、準備、搬送方法の検討)
- ・ 避難所立ち上げから運営体制の確保
- ・ 運営主体の確認と指揮命令の統制

### ② 発災時における運営

発災時は災害協定を締結した区内社会福祉法人等が災害対策本部からの要請に基づき区と協力し対応を行う。

## 資料編

## 品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)の取扱いに関する教示書

(趣旨)

第1条 この教示書は、町会や自治会を母体として自主的に結成した防災区民組織が、「品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)」を適切に取り扱うことを目的に定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この教示書における用語の定義は、以下に定めるところによる。

- (1) 「避難行動要支援者」とは、高齢者、障害者、乳幼児など災害発生時に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- (2) 「品川区避難支援個別計画書」とは、避難行動要支援者の支援体制を実効性のあるものにするため、個々の避難行動要支援者ごとに作成される支援者や支援方法等を定めた計画書をいう。
- (3) 「品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)」とは、平常時より地域における避難行動要支援者の支援体制を構築するために区から配付される個人情報(外部提供)について同意した者、また避難誘導に支援が必要と自ら希望した者が登録された名簿をいう。
- (4) 「名簿管理者」とは、区から配付される品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)を受領し、保管、管理、使用、閲覧する者(原則、各防災区民組織本部長)をいう。なお、原本を複製した場合は、その名簿を所持する者も「名簿管理者」とする。
- (5) 「名簿使用者」とは、区から配付される品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)を使用、閲覧する者をいう。
- (6) 「受領書兼誓約書」とは、区から配付される品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)を受領する際、区に提出する品川区避難行動要支援者事業に係る秘密の保持に関する誓約書をいう。

(秘密保持義務の遵守)

第3条 名簿管理者および名簿使用者は、災害対策基本法第49条の13に定めるところにより、避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個人情報保護に関する基本事項)

第4条 名簿管理者および名簿使用者は、避難行動要支援者の個人情報を保護するため、以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 避難行動要支援者に関して知り得た情報を他人へ漏らさないこと。

- (2) 避難行動要支援者に関して知り得た情報を目的外に使用しないこと。
- (3) 避難行動要支援者に関して知り得た情報を第三者に提供しないこと。
- (4) 避難行動要支援者に関して知り得た情報を品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)および複製された名簿、品川区避難支援個別計画書以外に記録しないこと。

(品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)の活用)

第5条 品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)は、品川区避難支援個別計画書の作成や避難誘導ワークショップ訓練等を実施など地域における避難行動要支援者の支援体制構築のためにのみ平常時より活用することができる。よって、本目的外での使用は厳禁とする。

(品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)の複製)

第6条 前条の活用目的のために限り、区が配付する避難行動要支援者名簿について、複製することができる。ただし、複製名簿においても名簿管理者を定め、この教示書を遵守しなければならない。

(品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)の保管)

第7条 名簿管理者は、品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)の保管および管理に際し、施錠が可能な保管庫等に格納し、厳重に個人情報の保管を行う。また、複製した名簿においても、同様に取り扱う。

(品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)の受領)

第8条 名簿管理者は、区より品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)が配付された場合、区へ受領書兼誓約書を提出しなければならない。

(品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)の返還)

第9条 名簿管理者は、新たな品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)の配付を受けた時に、過去配付された品川区避難行動要支援者名簿(平常時外部提供用)を区へ返却し、複製した名簿は名簿管理者の責においてそれを破棄しなければならない。

(その他)

第10条 このほか定めのない事項は、区の指示を受けなければならない。